

たんぎん生体認証規定（個人・法人のお客さま用）

（令和2年4月1日現在）

1.（この規定の取引にかかる契約の成立）

当行は、お客さまからこの規定の取引にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引にかかる契約が成立するものとします。

2.（生体認証とは）

(1) 生体認証とは、株式会社但馬銀行（以下「当行」といいます。）との間の銀行取引について預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、たんぎんICキャッシュカード（以下「ICカード」といいます。）上のICチップ（以下「IC」といいます。）に当行所定の手続き、機器および操作により当行の認めた利用者（以下「利用者」といいます。）の指静脈パターンを登録（登録した指静脈パターンを「指静脈情報」といい、登録されたICカードを「生体認証ICカード」といいます。）し、これを当行所定の機器により当該利用者の指静脈パターンと照合することにより認証を行うことをいいます。なお、指静脈情報は、IC内のみに保管し当行は情報を保有しません。

(2) 生体認証は、当行との間の銀行取引について当行が預金者本人であることの確認（以下「本人確認」といいます。）手段の一つとして使用するものです。

当行が必要と認める場合には、お取引の種類や状況に応じて生体認証ICカードの暗証番号の入力その他の本人であることを確認する手段と併せて使用することがあります。

(3) 生体認証を使用する当行との間の銀行取引については、原則として本規定の第6条に定めるところによります。

3.（生体認証契約の締結・指静脈情報の登録）

(1) 生体認証契約の締結にあたっては、あらかじめICカードの申し込みが必要となります。

(2) 生体認証契約は利用者がICカードを持って、当行所定の窓口にて当行所定の書面による届出を行い、当行が届出内容を確認して、当行所定の機器によりICカード上のICに指静脈情報を登録した時から効力が発生します。

(3) 指静脈情報の登録は、前項の当行所定の書面による届出時に行うものとします。

(4) 生体認証契約の締結および指静脈情報の登録にあたっては、当行所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、当行は生体認証契約をお断りすることがあります。

4.（取扱店の範囲）

(1) 指静脈情報の登録（再登録を含みます。）、削除は当行本支店の当行所定の窓口にてお取扱いします。

(2) 生体認証は、「たんぎんICキャッシュカード規定」に定める当行所定のICカード対応ATM（以下「IC対応ATM」といいます。）にてお取扱いします。

5.（生体認証の対象預金）

(1) 生体認証の対象とすることができる預金口座の種類は、ICカードの発行口座となる普通預金口座（総合口座取引の普通預金口座を含みます。）および貯蓄預金口座（以下「基本口座」といいます。）といます。

(2) 前項の基本口座を生体認証の対象口座として登録することを希望される場合は、当行所定の窓口にて当行所定の書面により届け出てください。また、削除の場合も同様とします。なお、生体認証の対象口座として登録した口座を生体認証対象口座といます。

6.（生体認証の利用範囲）

(1) 生体認証対象口座の預金に関し、当行所定のIC対応ATMで各種照会、払戻し（預金の

払戻しによる振込・振替取引も含まれます。)、暗証番号の変更その他暗証番号を利用する取引を行う場合は、生体認証による本人確認を行います。

(2) その他、当行が必要と認めた場合には、生体認証による本人確認を行います。

7. (預金の払戻し・振込・振替・解約等および指静脈情報の照合)

(1) 生体認証対象口座の預金に関し、当行所定の I C 対応 A T M で各種照会、払戻し(預金の払戻しによる振込・振替取引も含まれます。)、暗証番号の変更その他暗証番号を利用する取引を行うときは、当行所定の I C 対応 A T M の画面表示等の操作手順に従って、I C 対応 A T M に生体認証 I C カードを挿入し、ご利用ください。

(2) 第 1 項の取引について、当行は指静脈情報について当行所定の機器によって同一性が認定され、かつ入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認できた場合に、払戻し等を行います。ただし、I C 対応 A T M で生体認証対象口座の解約はできません。

8. (カードの有効期限更新・事故・使用不能時等の手続き)

(1) 生体認証 I C カードの事故・カード種類の変更、または生体認証 I C カードの使用不能などにより、新しい I C カードに切り替えた場合は、すみやかに新しい I C カードに指静脈情報の登録手続きを行ってください。

(2) 指静脈情報が登録されるまでの間は、当行所定の I C 対応 A T M における第 7 条第 1 項の取引について生体認証は行わず、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取引を行います。

9. (認証装置の障害時の取扱)

生体認証を行う当行所定の機器に障害が生じた場合、その他相当の事由がある場合は、当行所定の I C 対応 A T M での各種照会、払戻し(預金の払戻しによる振込・振替取引も含まれます。)、暗証番号の変更その他暗証番号を利用する取引を一時的に中止する場合があります。また、当行に故意、重大な過失がない場合は、当行は免責されるものとします。

10. (代理人)

(1) 預金者本人は生体認証 I C カードによる生体認証対象口座の預金の預入れ、払戻し、振込、振替等につき代理人(個人のお客さまは同居の親族 1 名、法人のお客さまは代表者が届け出た代理人 1 名に限ります。)を届け出ることができます。

(2) 前項の場合、代理人は I C カードに代理人本人の指静脈情報を登録する必要があります。代理人が指静脈情報を登録した場合には、代理人についても本規定を適用します。

(3) 当行所定の手続きにより代理人の指静脈を登録した場合、当行は生体認証 I C カードに登録された代理人の指静脈情報との照合を行います。

(4) 代理人の行為により預金者本人に損害が生じた場合は、その損害は預金者本人が負担するものとし、当行は責任を負いません。

(5) 生体認証による代理人の取引を解約する場合には、預金者本人から当行所定の届出をしてください。

11. (生体認証契約の解約)

生体認証契約は以下の場合、解約となります。

(1) 本人から生体認証 I C カードの解約の申出があった場合

本人から生体認証 I C カードを解約する旨の届出を当行が受け、所定の手続きが完了したとき。

(2) 基本口座が解約された場合

預金者本人からのお申し出によるほか、基本口座が当行所定の各種預金規定に基づき解約された場合も含まれます。

(3) 生体認証 I Cカードが利用停止となった場合

本規定、「たんぎん I Cキャッシュカード規定」により、当行が生体認証 I Cカードの利用を停止した場合は、生体認証契約も解約となります。

12. (規定の適用)

この規定に定めない事項については、当行所定の各種預金規定および「たんぎん I Cキャッシュカード規定」により取扱います。

13. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上